

国立大学法人東京農工大学職員の職制に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員の職制に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考												
<p>(教育職員) 第2条 <u>本学に教育職員として、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づき、教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。</u></p> <p>(事務職員) 第3条 <u>本学に事務職員として、部長、課長、課長補佐、係長、主任及び係員を置く。</u></p> <p>(技術職員) 第4条 <u>本学に技術職員として、課長、課長補佐、係長、主任及び係員並びに技術専門員、技術専門職員及び技術員を置く。</u> 2 <u>技術専門員は、上司の命を受け所掌する業務を統括・整理し、所属する技術員に関し、技術的な指導・育成等を行う。</u> 3 <u>技術専門職員は、所掌する業務を整理し、所属する技術員に関し、技術的な指導・育成等を行う。</u></p> <p>(雑則) 第5条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(職員の種類) 第2条 <u>本学に置く職員区分ごとの職名は、別表のとおりとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(雑則) 第3条 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1072 1050 1823 1434"> <thead> <tr> <th data-bbox="1072 1050 1341 1091">職員区分</th> <th data-bbox="1341 1050 1823 1091">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1072 1091 1341 1315" rowspan="4">教育職員</td> <td data-bbox="1341 1091 1823 1131">教授</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1341 1131 1823 1171">准教授</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1341 1171 1823 1211">講師</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1341 1211 1823 1251">助教</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 1251 1341 1315"></td> <td data-bbox="1341 1251 1823 1291">助手</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 1315 1341 1434" rowspan="2">事務職員</td> <td data-bbox="1341 1315 1823 1355">部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1341 1355 1823 1434">事務長、課長、室長(監査室長に限る。)</td> </tr> </tbody> </table>	職員区分	職名	教育職員	教授	准教授	講師	助教		助手	事務職員	部長	事務長、課長、室長(監査室長に限る。)	
職員区分	職名													
教育職員	教授													
	准教授													
	講師													
	助教													
	助手													
事務職員	部長													
	事務長、課長、室長(監査室長に限る。)													

			課長補佐、事務長補佐	
			係長	
			主任	
			係員	
	技術職員	施設系		課長
				課長補佐、事務長補佐
				係長
				主任
		教室系		係員
				技術専門員
				技術専門職員
				技術員、労務作業員
		教育補助系	教務職員	
		医療系	看護師	

附 則 (24 教規程第 4 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。